

豊川弓道会 会則

第1章 総 則

第1条 当会は、豊川弓道会と称する。

第2条 当会の事務所は、会長宅に置く。

第3条 当会は、弓道を普及振興し、市民の健康と体力の向上、徳操の育成に資すると共に、当会会員相互の親睦を図り、進んで国際親善と社会文化の進展に寄与することを目的とする。

第4条 当会は、前条の目的達成のため次の事業を行う。

1. 大会の開催
2. 研究会及び講習会の開催
3. その他当会の目的を遂行するために必要な一切の事業

第2章 会 員

第6条 当会は豊川市に在住あるいは在勤する弓道の愛好者をもって組織する。なお、豊川市外の居住者においても希望により当会会員として加入できる。

第7条 会員となるには、当会所定の様式による申込みをし、会長の承認を得るものとする。

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。会費を1年以上滞納した場合は会員の資格を喪失する。

第9条 会員は、いつでも退会することができる。ただし、1か月以上前に当会に対して予告をするものとする。

第3章 役 員

第10条 当会に次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 1名以上2名以内
3. 理事 6名以上12名以内
4. 監事 2名
5. 事務局 若干名、うち1名を事務局長、1名を会計とする。

(※ 理事は各中学校区1名、各称号1名を基準とする。)

第11条 役員の職責を次のとおり定める。

1. 会長は、当会を代表し、その業務を統括する。
2. 副会長は、会長を補佐し会長が支障ある時は代理する。
3. 理事は、この会則の定めるところにより、その職務を執行する。
4. 監事は、会計経理に関しその監査をする。
5. 事務局は、当会事業の執行に関する事務を行う。事務局長は、事務局業務全般を統括し、会計は、経理に関する一切を処理する。

第12条 役員は、総会において選出する。

第13条 役員の任期は、就任の日より2年間とし再選を妨げない。平成26年度から28年度に限り3年間とする。

ただし、役員 の 辞任 に 伴い、就任 した 後任者 の 任期 は、前任者 の 残任 期間 と する。
また、役員 の 任期 満了 時 において、後任者 が 未定 の 場合 は、後任者 の 決定 まで の 間、
前任者 が 引続 き その 任務 を あたる もの と する。

第 4 章 会 議

第 1 4 条 当 会 は、総 会、臨 時 総 会、役 員 会 等 の 協 議 機 関 を 設 け、事 業 遂 行 上 各 々 必 要 と
な る 協 議 を 行 う。

第 1 5 条 総 会 は、毎 年 3 月 に 1 回 会 長 が 招 集 し、下 記 の 事 項 を 協 議 決 定 す る。

1. 会 則 の 制 定、変 更 に 関 す る 事 項
2. 当 会 事 業 の 実 施 報 告、事 業 計 画 に 関 す る 事 項
3. 当 会 会 計 の 決 算 報 告、収 支 予 算 に 関 す る 事 項

第 1 6 条 臨 時 総 会 は、会 長 が 必 要 と 認 め る 時 に 召 集 し、臨 時 的 重 要 事 項 を 協 議 決 す る。

第 1 7 条 役 員 会 は、会 長 が 必 要 と 認 め る 時 に 召 集 し、必 要 事 項 を 協 議 す る。

第 1 8 条 会 議 の 議 長 は、会 長 が 当 たる。

第 1 9 条 会 議 は、出 席 人 員 の 過 半 数 の 同 意 に よ り 議 決 す る。た だ し、可 否 同 数 の 時 は 議
長 が 決 す る。

第 5 章 雑 則

第 2 0 条 当 会 に 顧 問 及 び 相 談 役 若 干 名 を 推 薦 す る こ と が で き る。

第 2 1 条 当 会 の 事 業 年 度 は、毎 年 4 月 1 日 に 始 ま り 翌 年 の 3 月 3 1 日 に 終 わ る。

第 2 2 条 会 長 は、本 則 以 外 の 事 項 に つ い て は、役 員 会 に 諮 り 必 要 な 細 則 を 設 け る 事 が で
き る。

第 2 3 条 愛 知 県 弓 道 連 盟 よ り 役 員 選 出 の 依 頼 の あ っ た 時 は、会 長 は 役 員 に 諮 り こ れ を 委
嘱 す る。

第 2 4 条 当 会 会 員 中 本 人 の 不 幸 の あ る 場 合 は、弔 意 を 表 す る。

付 則

本 支 部 会 則 は、平 成 2 6 年 3 月 3 0 日 よ り 実 施 す る。

付 則

本 会 則 は、平 成 2 7 年 3 月 2 9 日 よ り 実 施 す る。